

均等論一覧表

※ 本資料は、JSIP2020の理解の便宜のための整理であり、知財高裁の見解を示すものではない。

日 本 	アメリカ 	イギリス 	ドイツ 
【第1要件】 特許請求の範囲に記載された構成中の対象製品と異なる部分が、特許発明の本質的部分ではない。 【第2要件】 特許請求の範囲に記載された構成中の対象製品と異なる部分を対象製品等におけるものと置き換えても、特許発明の目的を達することができ、同一の作用効果を奏する。 【第3要件】 上記のように置き換えることに、当該発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者(当業者)が、対象製品の製造等の時点において容易に想到することができたものである。 【第4要件】 対象製品が、特許発明の特許出願時における公知技術と同一又は当業者がこれから上記出願時に容易に推考できたものではない。 【第5要件】 対象製品が特許発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情がない。 第1～第5要件につき、最高裁平6(オ)第1083号平10・2・24判決 第5要件に関し、最高裁平28(受)第1242号平29・3・24判決	対象製品が特許発明の各クレームと同一又は均等な要素を含むかを、次のいずれかの観点から検討する。(Warner-Jenkinson v. Hilton Davis Chemical Co.) A. 3つの同一性テスト(FWRテスト) 置換された構成が、クレームされた構成の機能、方法及び結果と合致するか。(Graver Tank, Warner-Jenkinson v. Hilton Davis Chemical Co.) B. 非本質的差異のテスト 対象製品の構成とクレームの限定の差異が非本質的であるか。(Warner-Jenkinson v. Hilton Davis Chemical Co.) C. 置換可能性 2つの構成が相互に置換可能であり、侵害時において、当業者がそれらの置換可能性を認識できたか。(Graver Tank, Warner-Jenkinson v. Hilton Davis Chemical Co.) ----- 先行技術の抗弁 「仮想クレーム」テストにより、特許の有効性判断と同様の手法で、対象製品と特許発明の先行技術とを比較する。(Wilson Sporting Goods v. David Geoffrey Assocs.) 公衆への提供 明細書に記載したがクレーム化しなかった事項は、公衆に提供したものであり侵害は成立しない。(Johnson & Johnston Associates Inc. v. R.E. Service Co.) 出願経過禁反言 1. 補正は特許性に関する実質的な理由によるものと推定される。(Warner-Jenkinson v. Hilton Davis Chemical Co.) 2. 減縮の補正は、補正部分についての権利放棄であると推定される。(Festo Corp. v. Shoketsu Kinzoku Kogyo Kabushiki Co.) ①補正により既存のクレームの限定が狭められた場合、又は②補正により新たなクレームの限定が追加された場合に上記推定が働く。(Honeywell Int'l v. Hamilton Sundstrand Corp.) 3. 上記2の推定の覆滅 (Festo Corp. v. Shoketsu Kinzoku Kogyo Kabushiki Co.) ①補正時点で均等物が予見不可能であった場合、②補正の基礎となった論理が、問題となっている均等物と重要でない関連性しか有しない場合、又は③問題となっている非本質的な代替物について記載することが特許権者に合理的に期待できなかったということを示唆する他の理由がある場合 無効化の法理 均等論の適用の結果、クレームによる限定が無効化されてしまう場合には均等侵害は否定される。(Warner-Jenkinson v. Hilton Davis Chemical Co.)	【Actavis第1質問】 * 肯定必要 変形物は、特許発明と実質的に同じ結果を、実質的に同じ方法で達成するか。すなわち、変形物は、特許発明により開示された発明概念を達成するか。 【Actavis第2質問】 * 肯定必要 優先日時点で、特許を読む当業者において、変形物が発明と実質的に同じ結果を達成すると認識していることを前提とすれば、それが発明と実質的に同じ方法で達成されることが明白か。 【Actavis第3質問】 * 否定必要 そのような特許の読み手が、それにもかかわらず、特許の関連するクレームの文理的な意味に厳格に従うことが発明の本質的な要件であると特許権者において意図したものと結論付けるか。 (出願経過の参照) 出願経過は、次のような例外的な場合にのみ参照する。 ①出願経過の参照により特許におけるあいまいさが明確に解決される場合、又は②出願経過記録を無視することが公益に反する場合 ----- 先行技術の抗弁 対象製品が先行技術と同一又は先行技術から明らかな場合には、対象製品による侵害は認められない(ジレット原則)。	1 同一の効果 発明の課題が、客観的に、クレームの文言的意味によるのと同じ効果を奏する変更手段によって解決されているか。 2 自明性 優先日時点の当業者において、何らの発明的活動によることなく当該変更手段を想到することができたか。 3 技術的思想に基づく解決手段の同等性 当業者において、当該変更手段を想到する際の考慮が、特許クレームが保護する技術的思想の実質的意味をなお志向したもので、それゆえに、当該変更手段が技術的效果の達成のための同等に有効な方法であると認識できるかどうか。 (出願経過の参照) 過去の手続における特許権者の陳述や宣言は、一般的にはクレーム解釈には影響を及ぼさないが、放棄したものと明確に解釈される例外的な場合にのみ考慮される。 ----- 自由技術の抗弁(フォルムシュタイン抗弁) 対象製品の構成の組み合わせが、特許に関連する先行技術から自明のもので、それゆえに、修正された手段を備えた発明を明示的にクレーム化する特許が認められない場合には、対象製品は侵害の範囲から除外される。